

役員選任規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人大阪府警備業協会の定款（以下「定款」という。）第 23 条第 4 項の規定に基づき、役員を選任について、必要な事項を定めるものとする。

(役員の種類)

第 2 条 役員の種類は、定款第 22 条第 1 項に基づき、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 20 名以内

ア 会員理事 12 名

イ 業界外理事 3 名以上 8 名以内（専務理事を含む。）

(2) 監事 3 名以内

2 前項第 1 号の理事のうちから次の各号に掲げる役職者を選定する。

(1) 会長 1 名 (代表理事)

(2) 副会長 5 名以内

(3) 専務理事 1 名 (業務執行理事)

(役員資格)

第 3 条 役員（業界外理事を除く。）の資格は、定款第 6 条第 1 号の正会員に限る。ただし、法人会員にあっては、当該法人の代表取締役とし、やむを得ない事情があるときは、代表取締役が当該法人の取締役、監査役、顧問、相談役又は大阪府内に所在する営業所（警備業法第 9 条に規定する営業所）の長の中から委任した者とする。

2 業界外理事は、警備業関係者（退職後 10 年未満の者を含む。）以外の者に限る。

(業界外理事の推薦及び選任)

第 4 条 業界外理事（専務理事を含む。以下同じ。）の推薦及び選任の方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 業界外理事の候補者は、理事会において選出し、総会に推薦する。

(2) 業界外理事は、前項で推薦を受けた候補者をもって総会の決議により選任する。

(会員理事、監事の推薦及び選任)

第 5 条 会員理事の推薦及び選任の方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 各支部の総会（以下「支部総会」という。）において、当該支部に所属し、第 3 条の資格を有する者のうちから、会員理事候補者 2 名を互選により選出し、総会に推薦する。

(2) 当該支部から選出された理事に欠員が生じたときに、速やかにその後任を選任できるようにするため、支部総会における会員理事候補者の互選の際に、その補欠者 2 名及びその就任順位を定めて、総会に推薦する。

(3) 会員理事及びその補欠者は、前第 1 号及び第 2 号で推薦を受けた候補者をもって

総会の決議により選任する。

- 2 監事の推薦及び選任の方法は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 支部総会において、当該支部に所属し、第3条の資格を有する者のうちから、各支部において監事候補者1名を互選により選出し、総会に推薦する。
 - (2) 当該支部から選出された監事に欠員が生じたときに、速やかにその後任を選任できるようにするため、支部総会における監事候補者の互選の際に、その補欠者1名を定めて、総会に推薦する。
 - (3) 監事及びその補欠者は、前第1号及び第2号で推薦を受けた候補者をもって総会の決議により選任する。
- 3 会員理事候補者及び監事候補者並びにそれぞれの補欠者の選出にかかる互選の方法は、選挙管理規程の定めるところによるものとする。

(会長、副会長、専務理事の選定)

- 第6条 会長、副会長及び専務理事の選定方法は、次の各号のとおりとする。
- (1) 会長及び副会長は、総会で選任された理事のうちから、理事会において選定する。
 - (2) 会長及び副会長の選定方法は、選挙管理規程の定めるところによるものとする。
 - (3) 専務理事は、総会で選任された業界外理事のうち、専務理事候補者として理事に選任された者を理事会において選定する。

(理事・監事就任承諾書等の提出)

- 第7条 理事又は監事に選任された者は、総会后、速やかに理事・監事就任承諾書(別記様式1)を会長あてに提出しなければならない。
- 2 理事又は監事に選任された者が、第3条第1項ただし書きの後段に該当する者である場合は、当該所属法人の代表取締役が理事又は監事の就任について同意した旨を記載した理事・監事就任同意書(別記様式2)を併せて提出しなければならない。
 - 3 前条により選定された会長は、選定後、速やかに代表理事就任承諾書(別記様式3)を提出しなければならない。

(役員資格の喪失)

- 第8条 役員は、定款第26条に定める任期満了による場合及び同第27条に定める解任による場合のほか、次の原因により役員資格を喪失する。
- (1) 第3条の役員資格を満たさなくなったとき。
 - (2) 本人が辞任したとき。
 - (3) 本人が死亡したとき。
 - (4) 正当な理由なく、3カ月を超えて役員職務を果さなかったとき。

(役員退任、解任)

- 第9条 役員退任及び解任については、この規程及び定款の規定に従うものとし、この規程及び定款の規定により難しい場合は、民法の委任に関する規定を準用するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 6 年 1 月 20 日から施行する。
- 2 この規程の一部を改正し、平成 9 年 7 月 16 日から実施する。
- 3 この規程の一部を改正し、平成 11 年 8 月 27 日から実施する。この規程の実施の際、現に理事であった者で、平成 11 年 8 月 27 日付をもって辞任した者は、平成 12 年 3 月 31 日までの間に限り参事とする。
なお、平成 10 年 3 月 26 日の臨時総会において選任された理事補充者は、その資格を喪失するものとする。
- 4 この規程の一部を改正し、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。
- 5 この規程の一部を改正し、平成 16 年 5 月 17 日から実施する。
- 6 この規程の一部を改正し、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
- 7 この規程の一部を改正し、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 8 この規程の一部を改正し、平成 26 年 5 月 13 日から実施する。
- 9 この規程の一部を改正し、平成 26 年 6 月 6 日から実施する。